

コメントの概要及びコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方

(別紙1)

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
基本的考え方			
1	3. 検査における留意事項	(1) 改正金商法の考え方は、あくまでも信用格付の手続きが適正に行われていたかどうかを判断することである。この観点から、金商業等府令第 325 条では「個別の信用格付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする」と言及している。これに対して、検査マニュアル - 3 -(1)の「ただし」以下において「～個別の信用格付の内容等から遡って～」とあるが、この文言は結果として内閣府令の主旨から外れるものであることから不適切と考えられる。したがって、当該「個別の信用格付の内容等から遡って」の文言を削除すべきである。	検査において、個別の信用格付の内容等を評価することはありませんが、信用格付が付与された手続の適否等を評価するためには、個別の信用格付の内容等から遡って検証を行う必要があると考えられます。したがって、本項の文言を削除する必要はないと考えられます。
2	3. 検査における留意事項	(3)- イに「国内の金融商品取引業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品」とあるが、格付けを当初付与する時点で、当該金融商品がどの国で販売されるかについては知る由もなく、客観的にこれを把握することは不可能である。信用格付業者の性質に鑑み、たとえば日本円以外の通貨建の金融商品の場合とするなど、より現実的な基準に変更して欲しい。実務的に対応可能な基準でなければ、いきおい全ての格付けを日本関連格付として対応せざるを得なくなることも想定され、非日本関連格付を金商法の規制対象外とした趣旨に反することになりかねない。 また、外国法人である信用格付業者が非日本関連格付に分類されると合理的に判断した金融商品が、流通市場等を経て結果的に日本で勧誘された場合、その一事をもって直ちに非日本関連格付でなくなるものではないとの理解でよいか。信用格付業者としては、格付けを行う金	【監督指針へのコメントに対する金融庁の考え方3ページ下段を参照】 金商法の適用対象は、あくまでも、「我が国に持ち込まれる可能性」があるかどうか等により画されるものであり、監督指針では、その判断基準として、 - 2 - 1 ( 4 ) ( 注 ) から ) までの要件が明確化されたところです。 一方、監督指針では、業者側で「我が国に持ち込まれる可能性」があるかどうか等を合理的に仕分ける態勢を構築するとともに、非日本関連格付が我が国に持ち込まれた場合には当該態勢の見直しを行うよう求められており、各業者においては、これらに沿って適切に対応することが必要になると考えられます。 こうした対応の適切性は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「監督当局において把握し、信用格付業者に通知したもののみを『日本関連格付』とする」といった取扱いは、必ずしも十分なものではないと考えられます。

			融商品について、現場で誰がどのように勧誘を行うか関知するものではなく、特に継続的にこれをモニタリングすることは不可能である。	
3	6. 外国法人に係る留意点	・	格付が日本関連であるか否かを判断する基準として、「国内の金融商品取引業者等が勧誘を行うことを前提とする金融商品の信用格付でないこと」が例示されているが、特定の債券がどの投資家によって購入・保有されるかについての情報が、格付関係者から格付会社に知らされることは、発行当初であっても、通常、稀であることから、日本以外の発行市場で発行された金融商品が日本に持ち込まれることを予知したり、また日本の投資家による実際の保有状況を当社が適切に把握したりすることは困難である。それゆえ、当該基準については、原則として発行市場が日本以外である場合と解し、海外発行証券の本邦投資家による購入・保有を金融商品監督当局において把握され、当社にご通知いただいた場合にのみ、予め定めた業務管理方法見直し手続を通じ、当該または同様の証券等を金商法の適用対象に含めることが現実的に可能となる。かかる取扱が適切であることを確認したい。	
4	3. 検査における留意事項	(3)-	法律の条文の字義通り、日本で登録を受けた外国法人である信用格付業者が付与した信用格付であれば、日本関連格付・非日本関連格付のいずれも金融商品取引業者などの追加的な説明義務(金商法第38条第3号など)の対象とはならないとの理解でよいか。	【監督指針へのコメントに対する金融庁の考え方5ページ中段より引用】 基本的には貴見のとおりと考えられますが、「非日本関連格付」は、我が国に持ち込まれる可能性がないものをいい、わが国において金融商品取引業者等による金融商品取引契約の締結の勧誘の際に用いられることは基本的には想定されていないことに留意が必要と考えられます。
確認項目				
5	1. 経営管	(2)-	「監査役は、取締役会に出席し、法令等遵守や内部管	検査マニュアルは、検査の手引書として策定されたものであり、

	理態勢	<p>理等の重大な事案に関する監視機能を果たしているか。」が検査における確認項目とされている。しかしながら、金商法及び同法施行令や内閣府令においては、監査役の役割について特に規定されておらず、また、会社法上、公開会社でない株式会社は、監査役の監査範囲を会計監査に限定することが認められており（会社法第 389 条第 1 項）、その場合には、監査役は取締役会への一般的な出席義務を負わない（会社法第 389 条第 7 項）。上記検査マニュアル案の記載は、信用格付業者がその監査役の監査範囲を会計監査に限定することを禁止し、また、取締役会への出席義務を課するものであるように読めるが（たとえ信用格付業者の義務という直接的な形で定めていなくても、監査役の監査範囲が業務範囲に及んでいないことや、一般的に取締役会に出席しないことを検査の指摘事項とされた場合には、監査役の監査範囲を業務監査に拡張することや取締役会に出席することを強いられるに等しい。）特に金商法並びに同法に係る政令及び内閣府令上そのような定めはなく、法令に基づかない制限になることから、上記検査マニュアル案の記載を削除して欲しい。</p>	<p>その確認項目は、検査対象先の業務の適切性等を把握するために有効と考えられる確認事項の一つを例示したものに過ぎず、検査対象先に対して、その達成を機械的・画一的に義務付ける性質のものではありません。したがって、本項の記載は、「監査役の監査範囲を会計監査に限定することを禁止し、また、取締役会への出席義務を課する」ものではなく、これを削除する必要はないと考えられます。</p>
6	2. 業務管理態勢	<p>(1)- 「格付アナリスト又は格付委員会の委員が付与の過程に関与した」にある格付委員会の委員とは、金商業等府令にあるところの合議体の構成員であるとの理解でよいか。</p> <p>検査マニュアル - 2 -(1)- 「格付アナリスト又は格付委員会の委員が付与の過程に関与した記録」については、関与してはならないアナリスト又は格付委員会の委員が、当該信用格付の付与に関与しないよう確認するために用いる記録であるから、格付アナリスト又は格付委員</p>	<p>そのような理解で結構です。</p> <p>金商業等府令第 306 条第 1 項第 2 号に基づくローテーション・ルールに関して、イの措置をとる場合であれば主任格付アナリストについて、また、ロの措置をとる場合であれば合議体の構成員について、それぞれの氏名を記録する必要があると考えられます。</p>

			会の委員が付与の過程に関与した記録とは、各信用格付に係る合議体の構成員の氏名の記録でよいか。	
7	2.業務管理態勢	(16)	<p>金商業等府令第306条第1項第17号は監督委員会の機能や運営方法を含む多くの側面について定めておらず、かつ、平成21年12月22日の「平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」において、「監督委員会については、・・・その権限・運用方法の細目は、各信用格付業者において、監督委員会がその役割を十分に果たすことができるよう適切に定められるべきものと考えられます。」と回答され、信用格付業者の自治に委ねる旨述べている。しかしながら、検査マニュアル - 2 -(16)- ~ は、上記政令・府令に定めのない事項を定め、かつ、権限・運用方法の細目について定めており、上記府令及び同府令に対するパブリックコメントについての回答と矛盾するのではないか。</p>	<p>検査マニュアルは、検査の手引書として策定されたものであり、その確認項目は、検査対象先の業務の適切性等を把握するために有効と考えられる確認事項の一つを例示したものに過ぎず、検査対象先に対して、その達成を機械的・画一的に義務付ける性質のものではありません。したがって、本項の記載は、監督委員会の「権限・運用方法の細目」を定めたものではなく、金商業等府令及び同府令に係るパブリックコメントに対する考え方に矛盾するものではないと考えられます。</p>
8	2.業務管理態勢	(16)-	<p>「監督委員会は、信用格付業者の業務管理体制が適切に講じられているかについて、独立委員の視点を踏まえて検証する枠組みを整備しているか。」と定められているところ、「独立委員の視点を踏まえて」の意義は、監督委員会が独立委員の意見を慎重に検討することにあると理解しているが、この理解で正しいか。</p> <p>また、信用格付業者及びその監督委員会は、独立委員の意見を単純に受け入れ、実行しているか否かが、検査の確認項目になるわけではないという理解で正しいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p> <p>そのような理解で結構です。</p>
9	2.業務管理態勢	(16)-	<p>検査マニュアル - 2 -(16)- において、監督委員会が監督業務において把握した重要な事項を遅滞なく取締役会等に報告しているかが、検査の留意事項として挙げられている。しかしながら、金商業等府令第306条第1項に</p>	<p>検査マニュアルは、検査の手引書として策定されたものであり、検査対象先に対して、その確認項目の記載内容を達成することを機械的・画一的に義務付ける性質のものではありません。したがって、本項の記載は、「監督委員会の取締役会等への報告義務」を</p>

			<p>おいては、監査委員会の取締役会等への報告義務は定められておらず、検査マニュアル案の記載は、法令に定めのない義務を監督委員会に課すことになるため、削除すべきではないか。</p> <p>また、報告が必要となる場合における報告の相手方については、まずは会社の責任者に対する報告が適切になされれば足り、取締役会に対してはその後最初に行われる定時取締役会において報告されれば、基本的に足りると考えてよいか。</p>	<p>定めたものではなく、これを削除する必要はないと考えられます。</p> <p>検査マニュアルは、検査の手引書として策定されたものであり、検査対象先に対して、その確認項目の記載内容を達成することを機械的・画一的に義務付ける性質のものではありません。したがって、各社の実情に応じて、監督委員会の機能が十分に発揮されるような報告体制を整備する必要があると考えられます。</p>
10	2.業務管理態勢	(16)-	<p>監督委員会の指摘事項に関する改善状況を適切に検証しているかとある。このことは、監督委員会の指摘事項を信用格付業者が単純に受け入れ実行することを求めるものではなく、仮に信用格付業者が監督委員会の指摘事項を慎重に検討した結果、かかる指摘事項を受け入れていなかったとしても、そのこと自体が証券取引等監視委員会による検査における指摘事項になるわけではないと理解してよいか。</p> <p>監督委員会による指摘事項を受け入れることそれ自体が重要というわけではなく、むしろ、監督委員会の指摘事項を信用格付業者が検討する措置が講じられているか否かの方が適切ではないか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p> <p>検査マニュアルは、検査の手引書として策定されたものであり、検査対象先に対して、その確認項目の記載内容を達成することを機械的・画一的に義務付ける性質のものではありません。したがって、各社の実情に応じて、監督委員会の機能が十分に発揮されるような仕組みを整備する必要があると考えられ、本項の記載を変更する必要はないと考えられます。</p>
11	3.禁止行為の防止に関する態勢	(4)	<p>登録信用格付業者であることを明示した当社日本語ウェブサイトが金商法規制対象となる公開信用格付のすべてが掲載されるとの前提のもとで、当社グループの統一グローバルサイト(英文)には(金商法規制対象でないものを含む)全公開信用格付を、金商法規制対象か否かの表示を必ずしも行うことなく掲載可能との理解が適切</p>	<p>【監督指針へのコメントに対する金融庁の考え方 11 ページ下段より引用】</p> <p>原則として、グループ内の無登録業者の信用格付を閲覧に供する行為は「関連業務」に該当し、これを自社が付与しているかのように閲覧に供すれば「名義貸しの禁止」や「関連業務との誤認防止義務」に抵触するおそれがあると考えられます。登録業者に</p>

			かどうか確認したい。	<p>おいては、こうした点に留意して、ホームページ等で適切に情報開示をすることが必要と考えられます。</p> <p>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、日本語ホームページにおいて金商法に則って適切な公表を行っていることを前提として、英語ホームページにおいて、グループ全体の格付情報を掲載しつつ、金商法の対象となる信用格付については日本語ホームページ等を参照すべき旨を分かりやすく表示する等の工夫を行うことも妨げられないと考えられます。</p>
12	3. 禁止行為の防止に関する態勢	(4)	<p>当社日本語ウェブサイト、ソブリン、その他海外発行体信用格付であって金商法規制対象とならない格付に関する格付アクション及び格付一覧を投資家等の一般参考情報として掲載する場合、これには登録信用格付業者による信用格付となるもの、及び非登録信用格付業者による信用格付となる可能性があるものの2種類の信用格付が存在することが想定される。</p> <p>こうした情報自体は日本の投資家等にとって有用なものと考えられる。従って、金商法における登録との関係については、煩雑さ、分かりにくさを回避するため、上記の区別を個別格付単位で表示する代わりに、例えば「弊社及び弊社グループによるソブリン等海外発行体信用格付には、日本の金融商品取引法による登録を受けていない弊社グループ信用格付業者所属のアナリストが関与して付与するものを含みます」旨の一定の表示を当該情報に付記する方法が考えられる。こうした対応が適切かどうか確認したい。</p>	<p>【監督指針へのコメントに対する金融庁の考え方 12 ページ下段より引用】</p> <p>原則として、グループ内の無登録業者の信用格付を閲覧に供する行為は「関連業務」に該当し、これを自社が付与しているかのように閲覧に供すれば「名義貸しの禁止」や「関連業務との誤認防止義務」に抵触するおそれがあると考えられます。登録業者においては、こうした点に留意して、ホームページ等で適切に情報開示をすることが必要と考えられます。</p> <p>なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、単に「無登録業者が付与した信用格付を含む。」といった表示をするだけでは、適切ではないと考えられます。</p>
13	3. 禁止行為の防止に関する態勢	(4)	<p>金商法規制対象となる信用格付であって、登録を受けた当社グループ信用格付業者以外の拠点において付与する格付が登録信用格付業者により付与されたものとして</p>	<p>【監督指針へのコメントに対する金融庁の考え方 9 ページ中段より引用】</p> <p>ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、グループ内</p>

			認められる基準として、具体的にはいかなる手続を踏むことが必要且つ合理的であるかについて例示して欲しい。	の無登録業者が付与に關与する信用格付であっても、信用格付業者において、 ・当該信用格付に関する業務遂行が、十分な業務管理体制の下で、当該信用格付業者の格付方針等に則って適正に行われているかを検証し、 ・問題がないことを確認した上で、当該信用格付の付与について決裁し、又は格付委員会の議決を行う(問題があると認められる場合には、当該信用格付についての決裁又は議決は行わない)こととされている場合には、信用格付業者が決裁し、又は格付委員会の議決が行われた当該信用格付は、信用格付業者が付与したものと認められ、グループ内の無登録業者への名義貸しに該当しないことを明確化しております(監督指針 - 2 - 2(3))。 いずれにせよ、名義貸しへの該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
14	4.情報開示に関する態勢	(1)-	「容易に閲覧でき、かつ、理解しやすい方法で公表」とは、金商業等府令第314条に「利用者が常に容易に閲覧できるよう格付方針等を公表しなければならない」とあることから、利用者がホームページにおいて容易に閲覧できるような形で公表されているという意味であると理解してよいか。	「容易に閲覧でき、かつ、理解しやすい方法で公表」とは、「利用者がホームページにおいて容易に閲覧できるような形で公表されている」ことに加え、プロの投資家でなくても理解できる内容となっている必要があると考えられます。
15	4.情報開示に関する態勢	(2)-	金商業等府令第318条に定める説明書類は正確かつ投資家に誤解を生じさせないように記載するとある。もともと信用格付業者が付与・提供する格付は投資家を顧客として前提としておらず、また説明書類は広告や勧誘を意図したものではないため、「正確かつ投資者に誤解を生じさせないように」は削除し、代わりに「正確かつ適切に」といった表現に変更して欲しい。	金商業等府令第319条において、説明書類の写しを「投資者及び信用格付の利用者が常に容易に閲覧できるように公表」することが規定されており、説明書類は投資家が閲覧することも前提としていると考えられます。したがって、本項の文言を変更する必要はないと考えられます。
16	5.監査に関する態勢	(1)-	中小規模の格付会社では取締役の数も限定的で、内部監査部門のために専担の取締役を選任することは困難で	そのような理解で結構です。

			あり、また専担の取締役を置かずとも実効性のある内部監査態勢を構築することは可能と考える。従って、ここでの「専担の取締役を選任」は例示であり、専担の取締役が選任されていない場合でも、それのみによって内部管理態勢が不適切と判断されることはないと理解することによいか。	
--	--	--	---	--